

別紙様式（第7条関係）

会議録

- 1 会議の名称 平成30年度 第1回 富士川町都市計画審議会
- 2 会議日時 平成30年11月1日（木） 午後3時30分から
午後5時00分まで
- 3 開催場所 富士川町役場 本庁舎 1階会議室
- 4 出席者数
（1）都市計画審議会委員 8名（欠席1名）
（2）執行機関（都市整備課）4名
（3）その他 傍聴者 0名
- 5 議題
（1）富士川町の都市計画について
（2）富士川町都市計画マスタープランについて
（3）富士川町景観計画について
（4）都市計画基礎調査について
（5）その他
- 6 会議資料の名称 議題に同じ

7 発言の内容

(1) 開 会

(2) 委嘱状交付

(3) 町長あいさつ

(4) 会長の選任及び職務代理の指名

会長に井上和司氏を選任、職務代理に中澤良夫氏を指名

(5) 議 事

議長（会長）	それでは、議事にはいります。①～⑤まであります。①の富士川町の都市計画について、事務局をお願いします。
事務局	説明に入る前に配布資料の確認。確認後、①富士川町の都市計画について説明。
議長（会長）	事務局から、①富士川町の都市計画について説明がありました。このことについて、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員	都市計画道路一覧表のところ、昌福寺横通り線が手つかずになっています。この道路は旧町の田中町長の時代から計画があったのですが、この道路が唯一手つかずになっているのはどういうことなのでしょう。前に一般質問したところ、志村町長の答弁では、家がたちすぎているということでしたが、そんなに家はないのです。何故整備しなければならぬかということ、小学生の通学道路なのです。そして、ご存じのように車一台通ればすれ違いもできないような狭い道路です。小学生が車をすれ違う際には、昌福寺の塀にへばりつくようにして避けなければならない。子供たちの安全のためにもそういった道路こそ早く整備しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	委員さんの仰るとおり未着手であります。増穂町の時から都市計画決定させていただいて、何度か事業化をしようとした経緯もございますが、都市計画決定された後に住宅が建設されておりました。重要な道路であるという認識はしておりますので、今後様々な検討をしていきたいと思っております。
委員	昌福寺横通り線の住宅の戸数を数えたところ5軒ぐらいありました。さがっている家もありますので、後退道路として取得するのも一案かと思いますがいかがですか。

事務局 委員の後退道路として、取得して広げてみてはどうかという案ですが、とても良い案と認識しておりますので、こちらの案も含めて検討したいと思います。

委員 資料の2ページ目の都市計画区域の一覧の都市公園のところですが、公園の達成率と利用頻度について伺いたいです。

事務局 公園の利用頻度につきましては、人数を把握することは難しいと思います。この資料にのっている公園のすべては、整備が完了し、供用開始をしております。町民の公園の利活用を促す試みとしましては、利根川公園では、遊具を新設したり、大法師公園では、桜を植樹する等の事業を行うなかで、町民の利活用を促したいと思います。

委員 子供たちの遊び場がなくなっているなかで、色々な事情もあるかと思いますが、子供たちのためによりしくお願いします。

委員 土地区画整理事業の一覧のその他の部分で山王のところですが、事業はこのまま継続しているということで宜しいのでしょうか。

事務局 山王地区につきましては、保留地の処分が進まないことから、1年延長しまして、現在H30年度末の解散を目標に進めていますが、残り5区画の完売がないと事業が終了しないので、あと1年延長するかどうかを理事さんと相談する時期にきていると思います。そのあたりが決定次第、審議会でご報告させていただきます。

委員 進捗状況を伺う限り、そのような状態であることは伺っていたので、計画どおりに進めていただきたいと思います。

議長（会長）他に何かありますか。無いようですので、引続き議事の②に進みたいと思います。富士川町都市計画マスタープランについて、事務局の説明をお願いします。

事務局 ②富士川町都市計画マスタープランについて説明。

議長（会長）事務局から都市計画マスタープランについて説明がありました。これについて何か質問・ご意見ございますか。

委員 山日新聞で掲載されていた、土地の液状化のマップと都市計画図を見比べるとピンクのところ、昌福寺から鰐沢の新田のところまでが、液状化の地域に該当するのですが、今後、街づくりをすすめていくなかで、液状化は重要な問題になると思いますが、どうお考えでしょうか。

事務局 何らかの措置をしないと建築ができないということはないですし、補助金についても、どこの市町村におきましても整備は進んでいないという状況だと認識しております。北海道の地震でもありましたように、今後建築について液状化対策がなされているかについて規制等ができる場合がありますので、動きについては注視して街づくりを進めていきたいと思えます。

委員 青柳地区にしても鯉沢地区にしても幹線道路等南北の道路は広いですが、東西の道路は広い道路があまりない、消防車も救急車も入りにくいような道路が何本も通っていません。地域に住み続けられる防災の街づくりの観点からも、長い目でみながら、必要と思われる場所には道路を通すということはこれからの街づくりにおいて非常に重要なことだと思いますので、検討して行って頂きたいということと、この間の議会だよりでも天井川の件について話がありましたが、水害という富士川のことが中心になるようなことが比較的多いのですが、本町が抱えている一番大きな問題というのは、新利根川の決壊だと思います。以前にも嵩上げや拡幅の提案をしたこともありましたが、そのことも含めて、検討していただければと思います。

事務局 都市計画マスタープランの中の地域に住み続けられる街づくりの観点から、防災の重要性を認識しております。道路につきましては、狹隘道路の補助制度がありまして、8月から新たに拡充をしたところでございます。10月の区長会でも補助制度の説明をさせていただきましたので、今後も補助制度のPRをしながら、防災の街づくりを進めていきたいと思えます。新利根川につきましては、委員さんに県の方々もおりますので、今後相談をさせていただきたいと思えます。

議長（会長）他に何かございますか、無いようでしたら、富士川町マスタープランについては以上とさせていただきます。引き続き③の富士川町景観計画について事務局の説明をお願いします。

事務局 ③富士川町景観計画について説明。

議長（会長）ただいま事務局から景観計画について説明がありましたが、何か質問・ご意見ございますか。

委員 最近、山間部で太陽光発電を行っているところが多く散見されます。富士川町では、太陽光発電は景観条例上どうなっているのか伺いたしたいと思います。

事務局 景観計画の概要版6ページを見ていただきたいのですが、景観形成地域ごとの届出対象行為がございます。それぞれ、田園居住景観形成地域、山間集落景観形成地域、森林景観形成地域とありまして、その中の、工作物の中に、地上に設置する太陽光の記述が

ありまして、太陽光パネルの合計面積によって届出対象行為になるかどうかを判断しております。農地から宅地に転用する場合には農業委員会の絡みもあるのですが、周辺の土地所有者への同意や太陽光パネルの反射等も加味しております。指導はできるのですが、強制はありません。今後、電力の関係で、規制がでてくる可能性があります。

委員 ありがとうございます。私の記憶で定かではないのですが、50kw未満までが産業用で、野点で、畑や田んぼの耕作放棄地を利用してできると思っているのですが、近年かなり数が増えており、今後どういう規制をするのか分からないこともありますが、是非うまく対応してほしいと思います。

事務局 太陽光については、開発行為も絡んできますので、開発行為の側でも対応していきたいと思います。景観計画につきましては、景観審議会というものがございまして、大規模なものにつきましては、景観審議会で別途審議して指導してもらいますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

委員 先程、太陽光パネル設置の話がありましたが、農業委員会として一言説明させていただきますと、土地所有者の高齢化に伴い、なかなか耕作することが難しくなっておりまして、太陽光パネルを設置することを目的に用途変更を申請してくる方もおられます。その際に、農業委員会としては、近隣の土地所有者から確認をとれているかを第1の条件に挙げております。とくに問題ないと判断されれば、耕作放棄地として、土地の有効活用を図るということにおいて、許可を与えている方向に進んでおります。先ほど、開発という話がありましたが、比較的広い土地の用途変更に関しては、太陽光パネルのみならず、資材置き場としても申請があるわけですが、農業委員会として中々判断しかねる状況にあることもございます。その場合には、開発行為として役場が全面に出て、内容を確認し、許可の可否の判断をして、農業委員会に挙げていただきたいと思います。開発業者は、我々の知らない業者である場合もあるわけですから、事前確認を充分にさせていただいて、役場から農業委員会にあげていただくように担当部署には話をしております。

委員 平成27年度に計画を作ってから以降、景観計画の届出対象行為について、実績などはあるのでしょうか。太陽光パネルにつきましては、農業委員会関係の議論がなされたことは聞いているのですが、数年たっておりますので、届出行為のPRも含めまして、実質的な数字等参考に教えていただければと思います。

事務局 件数は把握はしていませんが、届出はございます。届出をする前に、私たちに相談してきた場合、すぐに届出を出すように指導するのではなく、十分な事前協議を重ねた上で、届出を出すような流れをとっております。最近の事例ですと、太陽光ではないのですが、色彩の関係でJマートの模様替えについて、事前に協議して、この色であれば

問題ないという指導をしております。

委員 観光地に行きますと建築物や工作物が周囲の景観に配慮した色彩になっている光景が見受けられます。富士川町でもそのような配慮をお願いします。

事務局 富士川町の景観計画の景観形成基準としましては、冊子の36ページをご覧ください。田園居住景観形成基準について書かれているのですが、色彩の基準が玉虫色の基準であり、私どもも他の市町村の色彩基準や事例を加味しながら進めていった経緯があります。観光地のような色彩基準とまでは難しいと思いますが、富士川街道の街並みを残すなかで、今後色彩を街並みについて保存するような箇所を住民の方々から挙げていただければ、景観審議会や都市計画審議会で審議したうえで進めていきたいと思っております。

議長（会長） 今回の都市計画審議会が出た太陽光パネルの件については、景観審議会において意見を伝えていただきまして、もっと活発な議論をしている他の市町もあると思いますので、参考にされてみてはと思います。ほかに何かご意見ございますか。それでは、④の都市計画基礎調査について事務局説明をお願いします。

事務局 ④都市計画基礎調査について説明。

議長（会長） 基礎調査について何かご質問はございますか。

委員 都市計画基礎調査について、先ほど説明がありました、4ページから5ページのなかで必要な調査項目が書かれていますが、これは、町で作られた、または、県から送られてきたものですが。

事務局 県から送られてきたものです。

委員 都市計画法第6条において、調査すべき項目がかかれていますのですが、市街地の面積についてお気づきの方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 ただいまの市街地の面積につきましては、県の都市計画課とも確認をさせていただきます。

委員 県から来たものをそのまま使うということは日常的な市町村の業務かと思いますが、ご担当の方は、法令等、確認の上対処していただきますようお願いいたします。

議長（会長） 他になにかございますか。只今の件については、県に確認をお願いします。市街化区域が甲府市だけというケースもあると思いますので確認をお願いします。

事務局 確認させていただきます。

議長（会長） なければ、次に5、その他に移らせていただきます。何かございますか。

委員 近隣の皆様から青柳町第3公園にすべり台とブランコを設置してほしいという要望がございます。隣に第4保育所がありますが、土日はしまっています。近所からの要望ですので検討をお願いします。

議長（会長） これをもちまして議事を終了しますが、委員の皆様から広く質問や意見をいただくことができました。次回も活発な意見がでることを期待します。以上で議事を終了します。

(6) その他

事務局 会長、スムーズな議事進行誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましても議事進行への協力誠にありがとうございました。最後に、議事以外のその他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。無いようですので、事務局から1点、今年度もう1回、3月くらいになるかと思いますが、都市計画審議会の開催を計画しておりますのでご協力をお願いします。これにて、平成30年度第1回富士川町都市計画審議会を終了いたします。長時間にわたりご協力ありがとうございました。

(7) 閉会